

第 15 回教育委員会

平成 29 年 7 月 5 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎 7 階市会第 6 委員会室

議 案

議案第95号 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に
関する規則の一部を改正する規則案

議案第 95 号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 29 年大阪市教育局規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「受ける臨時的任用職員」を「受ける臨時的任用職員（同規則第 2 条第 2 項に規定する教員に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(参照)

(太字は改正)

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則（抄）

(時間外勤務)

第3条 省 略

- 2 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則（平成 29 年大阪市規則第 64 号）の適用を受ける臨時的任用職員（**同規則第 2 条第 2 項に規定する教員に限る。**）に対し、前項の規定により、勤務することを命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。この場合においては、当該臨時的任用職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

(1)－(4) 省 略

3 省 略

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

義務教育費国庫負担金の請求にあたり、文部科学省から、義務教育費国庫負担金の対象となる臨時的任用職員の給与体系が不明確であるとの指導があったことに基づき、教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則（平成 29 年大阪市規則第 64 号）の一部が改正されたことに伴い、必要な規定整備を行うため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

時間外勤務の特例の対象となる職員を教員に限定するため、必要な規定整備を行う。
（第 3 条第 2 項）

（参考）

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則（平成 29 年大阪市規則第 64 号）第 2 条第 2 項

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する教育職員である臨時的任用職員（以下「教員」という。）に支給する給料の月額、教員が新たに条例第 5 条第 5 項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）となったとしたならば受けることとなる号給の給料月額に相当する額とする。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。